

告示

埼玉県告示第七百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
よしだ整形外科 内科	北本市北本三 ―三四	医療法人社団 悠愛会	通所リハビリ テーション	令和元年五月一 日
デイサービスセ ンター雅	日高市高萩一 七二八―五	社会福祉法人 晃和会	認知症対応型 通所介護	令和元年五月一 日
短期入所介護 のぞみの里	熊谷市拾六間 二九九―一	社会福祉法人 白寿会	短期入所生活 介護	令和元年十一月 一日
そうごう薬局 吉川店	吉川市木売三 七五―二	総合メディカ ル株式会社	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和元年七月一 日